



平成27年3月12日

各 位

会社名 株式会社 ハローズ
代表者名 代表取締役社長 佐藤利行
(コード番号:2742 東証JASDAQ)
問合せ先 取締役副社長 佐藤太志
(電話番号 086-483-1011)

自己株式を活用したストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成27年3月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の従業員に対し、以下の新株予約権の発行要項により、新株予約権を付与することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 新株予約権を付与する理由

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値を更に向上させることを目的として、当社の新株予約権を付与する。また、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として自己株式を活用した手法を採用する。

2. 新株予約権の発行要項

(1)	新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	対象者は従業員(取締役、監査役を除く。)とする。 人数は148名とする。 新株予約権の数は1,235個とする。
(2)	新株予約権の目的たる株式の種類	当社普通株式(自己株式)とする。
(3)	新株予約権の目的たる株式の数	新株予約権の目的である株式の総数は、123,500株とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的と

		なる株式数を適宜調整するものとする。
(4)	発行する新株予約権の総数	1,235個とする。 本新株予約権1個あたり100株とする。 ただし、(3)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとする。
(5)	新株予約権の発行価額	発行価額は、ブラックショールズ・モデルにより算定された公正価値である。なお、会社法246条第2項の規定に基づき、割当対象者が払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の払込請求債権とを割当日において相殺するため、新株予約権と引換えに金銭の払込をすることを要しない。
(6)	新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額(行使価額)	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は公表日前日の終値1,400円とする。なお、行使価額を公表日前日の終値とする理由としては、当該行使価額について、現状の企業価値を踏まえ決定することとしたい考えの下、公表日前日の株価が、現時点における当社経営状況を株価にも反映しているものと判断し、公表日の前日終値を行使価額とすることを決定いたしました。 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 調整後行使価額=調整前行使価額×(1÷分割・併合の比率)
(7)	新株予約権の権利行使期間	平成29年3月13日～平成32年3月12日
(8)	新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権割当日以降、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役又は従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員その他これに準じる地位を有していることを要する(割当日の地位と行使時の地位が異なる

		<p>場合であっても行使は妨げない。)。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者は、就業規則により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合は、解雇された時点もしくは退職した時点から新株予約権を行使することができない。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他の処分をすることはできない。</p> <p>④ 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その死亡の日から6ヶ月以内に限り(ただし、権利行使期間の末日までとする。)、相続人はその権利を行使することができる。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
(9)	新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び準備金の額	自己株式を充当するため、増加する資本金及び準備金の額は無い。
(10)	新株予約権の取得の事由及び取得条件	(1) 吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本件新株予約権が承継されないこととなった場合、本件新

		<p>株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本件新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する前に、上記(8)に定める規定により本新株予約権の行使が不可能となった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(11)	新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
(12)	株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等	<p>当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記(7)に定める本件新株予約権を行使することができ</p>

		<p>る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(9)に準じて決定する。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(6)で定められる行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。</p> <p>⑦ その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由 上記(8)(10)に準じて決定する。</p> <p>⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。</p>
(13)	新株予約権の割当日	平成27年3月27日

以上